

## 契約後V E方式に係る試行基準

(平成16年7月30日決裁)

### 1 趣旨

この基準は、建設業者から施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより建設工事のコスト縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について行う提案（以下「V E提案」という。）を受け付ける契約後V E方式の試行に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象工事

(1) 対象とする工事は、民間の技術開発の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事等で、主として施工段階において現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待されるものであり、かつ、飯能市建設工事請負指名業者資格審査会（以下「審査会」という。）が適切と認めた工事とする。

(2) 前号で認められた工事については、工事説明会を開催し、当該工事が契約後V E方式である旨を入札説明書等により入札参加者全員に説明するとともに、契約書に明記するものとする。

### 3 提案を求める範囲等

(1) V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

(2) 請負者は、契約締結後、入札時に示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）が最適と判断した場合においては、V E提案を行わずに標準案により施工することができるものとする。

### 4 提案の提出期限等

(1) V E提案の提出期限は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する30日前までとする。なお、15日間以上の提案準備期間が確保されるように工期設定において配慮するものとする。

(2) この基準においては、提案の回数は原則として1回とするが、工事の

実に応じて適宜対応できるものとする。

#### 5 提案の審査

- (1) VE提案の審査は、飯能市技術審査会における技術的な審査を経た上で審査会が行う。
- (2) 技術的な審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価するものとする。
- (3) 第1号の規定による審査に際しては、必要に応じて技術顧問の意見を聴くことができる。

#### 6 提案の採否の通知

- (1) VE提案の採否については、VE提案の受領後14日以内に書面により通知するものとする。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができる。
- (2) 市長は、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。この場合においては、請負者は標準案にて施工するものとする。

#### 7 VE提案が適正と認められた場合の設計変更等

- (1) 市長は、VE提案が適正と認められた場合において必要があると認めるときは、設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前号の規定により設計図書の変更が行われた場合において必要があると認めるときは、請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前号の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- (4) VE提案が適正と認められた後、飯能市建設工事請負契約約款第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

#### 8 提案内容の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用することができるものとする。ただし、工業所有権等排他的権利を有する提案については、この限りでない。

## 9 責任の所在

市長がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもV E 提案を行った請負者の責任が否定されるものではない旨を入札説明書又は特記仕様書等に記載するものとする。

### 附 則

この基準は、平成16年7月30日から適用する。